

令和6年度 公文書開示状況（令和6年8月決定分）

福祉局

表の見方

＜決定区分＞について

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 7. 31	R6. 8. 13	指定医療機関等に対する指導及び検査の実施結果報告について（令和6年5月30日付6福祉生保第286号）	7	1															福祉局生活福祉部保護課
2	R6. 8. 17	R6. 8. 30	東京都重度心身障害者手当ての受給者の統計データ（年代別、障害手帳別（知的障害程2度など）、支援区分別の人数、具体的な認定事例がわかるもの）にかかる文書一式					1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	福祉局心身障害者福祉センター調整課
3	R6. 6. 2	R6. 8. 1	令和6年度、東京都若年被害女性等支援事業において、東京都が発行、取得した文書すべて	603		1					1	1	1		1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条4号） 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （7条6号） 公にすることにより、若年被害女性等支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
4	R6. 6. 2	R6. 8. 1	令和4年12月28日に通知がされた令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託契約の監査報告書P23で「実際には都の委託料以上の経費が生じており」と福祉保健局が答えている。当該回答の根拠となる令和4年11月2日以前の一切の文書。					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
5	R6. 6. 8	R6. 8. 2	東京都ひとり親家庭支援センター運営に係る業務委託についてR3、R4、R5に実施された業務の四半期ごとの実施状況報告書	62		1					1		1						（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条4号） 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
6	R6. 6. 8	R6. 8. 2	東京都ひとり親家庭支援センター運営に係る業務委託についてR3、R4、R5に実施された業務の四半期ごとの実施状況報告書					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
7	R6. 6. 9	R6. 8. 8	・東京都児童相談所における児童一時保護委託の取扱い ・令和5年度 東京都児童相談所、児童相談センターから民間事業者（NPO・一般社団法人）に対して支払った一時保護委託費に関する公文書 支出命令書、請求書、集合人依頼人明細登録確認書 支払額調書（一時保護委託費確認書・一時保護委託費明細書・一時保護委託費内訳書・一時保護委託費報告書）		1															福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
8	R6. 6. 9	R6. 8. 8	・東京都児童相談所における児童一時保護委託の取扱い ・令和5年度 東京都児童相談所、児童相談センターから民間事業者（NPO・一般社団法人）に対して支払った一時保護委託費に関する公文書 支出命令書、請求書、集合物依頼人明細登録確認書 支払額調書（一時保護委託費確認書・一時保護委託費明細書・一時保護委託費内訳書・一時保護委託費報告書）	151		1					1	1	1		1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条4号） 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （7条6号） 都の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
9	R6. 6. 20	R6. 8. 19	こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第1 ～20次報告」の子ども虐待による死亡（および重症）事例等の検証調査票の「事件発生日」「死亡（重症）日」と「都道府県」「市」「区」の部分。	35		1					1	1	1		1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条4号） 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （7条6号） 都の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
10	R6. 6. 20	R6. 8. 19	こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第1 ～20次報告」の子ども虐待による死亡（および重症）事例等の検証調査票の「事件発生日」「死亡（重症）日」と「都道府県」「市」「区」の部分。					1											保存期間満了により存在しないため。	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
11	R6. 6. 27	R6. 8. 26	令和5年度東京都福祉局子供の居場所創設事業において、東京都が発行、取得した全ての文書	109	1														福祉局子供・子育て支援部家庭支援課	
12	R6. 6. 27	R6. 8. 26	令和5年度東京都福祉局子供の居場所創設事業において、東京都が発行、取得した全ての文書			1					1				1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条6号） 都の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課